

## 平成31年度改正点について

平成31年度の申告から以下の点が改正されました。

### ■配偶者控除について

納税義務者（扶養する方）の前年の合計所得金額が900万円を超える場合、合計所得金額に応じて配偶者控除が段階的に減少し、合計所得金額が1,000万円を超える場合は配偶者控除の適用を受けることができなくなりました。

#### 配偶者控除額

配偶者の合計所得金額		納税義務者（扶養者）の合計所得金額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
38万円以下	控除対象配偶者【70歳未満（S24/1/2以降生）】	33万円	22万円	11万円
	老人控除対象配偶者【70歳以上（S24/1/1以前生）】	38万円	26万円	13万円

### ■配偶者特別控除について

配偶者特別控除が適用となる場合の配偶者の合計所得金額が76万円未満から123万円以下に拡大されました。これに併せ、配偶者に加え納税義務者（扶養する方）の前年の合計所得金額に応じ、配偶者特別控除額が変更されます。

#### 配偶者特別控除額

配偶者の合計所得金額	納税義務者（扶養者）の合計所得金額			（参考） 配偶者の前年の給与収入額
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	
38万円超 90万円以下	33万円	22万円	11万円	1,030,000円超 1,550,000円以下
90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円	1,550,000円超 1,600,000円以下
95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円	1,600,000円超 1,667,999円以下
100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円	1,667,999円超 1,751,999円以下
105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円	1,751,999円超 1,831,999円以下
110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円	1,831,999円超 1,903,999円以下
115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円	1,903,999円超 1,971,999円以下
120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円	1,971,999円超 2,015,999円以下
123万円超	適用なし			2,015,999円超

## 申告する際の注意点

### ■上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等に係る課税方式の選択について

- 上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等について、所得税と異なる課税方式を選択することができます。所得税で「総合課税」または「申告分離課税」を選択した所得を、個人住民税（市民税・県民税）では「申告不要」、「総合課税」または「申告分離課税」のいずれかの課税方式を選択することができます。
- 所得税と異なる課税方式を選択する場合、当該年度の納税通知書が送達される時までに、確定申告書とは別に市民税・県民税申告書を提出する必要があります。

## お問い合わせ先

申告についてのお問い合わせ等がございましたら下記までご連絡ください。

課税課 市民税係 ☎22-3115 ☎22-4501	上浦振興局	☎32-3111	直川振興局	☎58-2111
	弥生振興局	☎46-1111	鶴見振興局	☎33-1111
	本匠振興局	☎56-5111	米水津振興局	☎35-6111
	宇目振興局	☎52-1111	蒲江振興局	☎42-1111

# 平成31年度 市民税・県民税申告のお知らせ （兼 国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料）

## 今年度から申告受付日程が変更になります

### ■申告受付日程

会場	月日	受付時間
佐伯市役所 1階申告会場	平成31年2月18日（月）～3月15日（金） ※土日を除く <b>【3月3日（日）は受付を行います】</b>	午前9時～午後4時 ※3月3日は 午前9時～午後3時
弥生・宇目・蒲江 振興局 市民サービス係	平成31年2月18日（月）～3月15日（金） ※土日を除く	午前9時～午後4時
上浦・本匠・直川 鶴見・米水津 振興局 市民サービス係	平成31年3月1日（金）～3月15日（金） ※土日を除く <b>【期間を短縮しています】</b>	午前9時～午後4時

※上記日程以外にも旧佐伯市内では出張申告を行っております。詳細は1月15日号の市報をご確認ください。

## 年金受給者特別受付を行います

申告会場の混雑緩和のため、非課税年金・年金収入・給与収入のみの方を対象とした特別受付を行います。

### ■申告特別受付日程

会場	月日	受付時間
佐伯市役所 1階申告会場	平成31年2月13日（水）～2月15日（金）	午前9時～午後4時

- 対象者
- 収入が「年金」または「年金と給与」のみで、所得控除（扶養控除や医療費控除等）を追加される方
  - 障害年金、遺族年金等の非課税収入のみの方
  - 平成30年中に収入がなかった方（佐伯市内に住んでいる方から扶養されている方は除く）
- ※ 特別受付期間中は対象者以外の方の受付はできません**ので、ご了承ください。

## 今年度から申告書は各家庭に配布していません

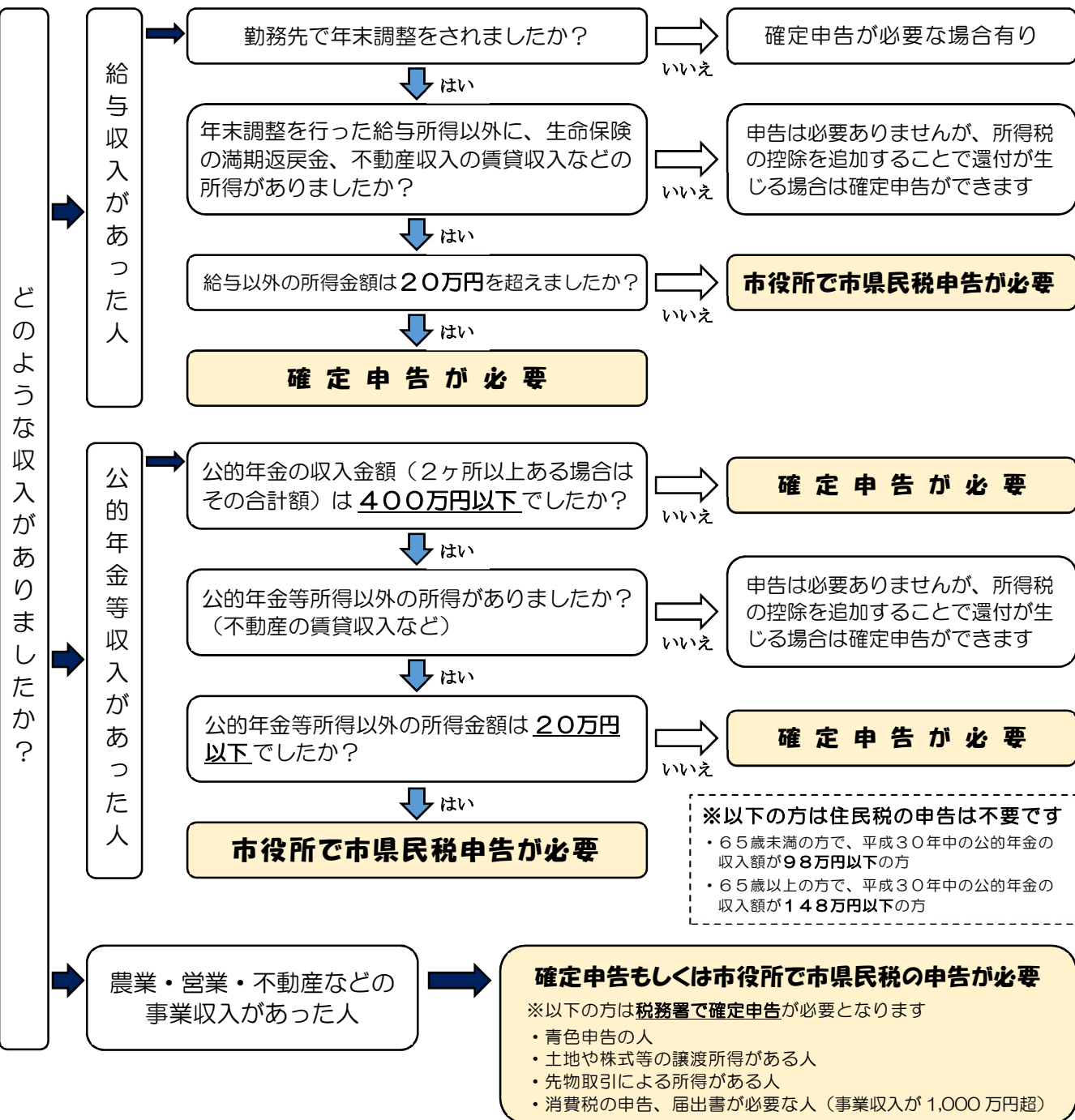
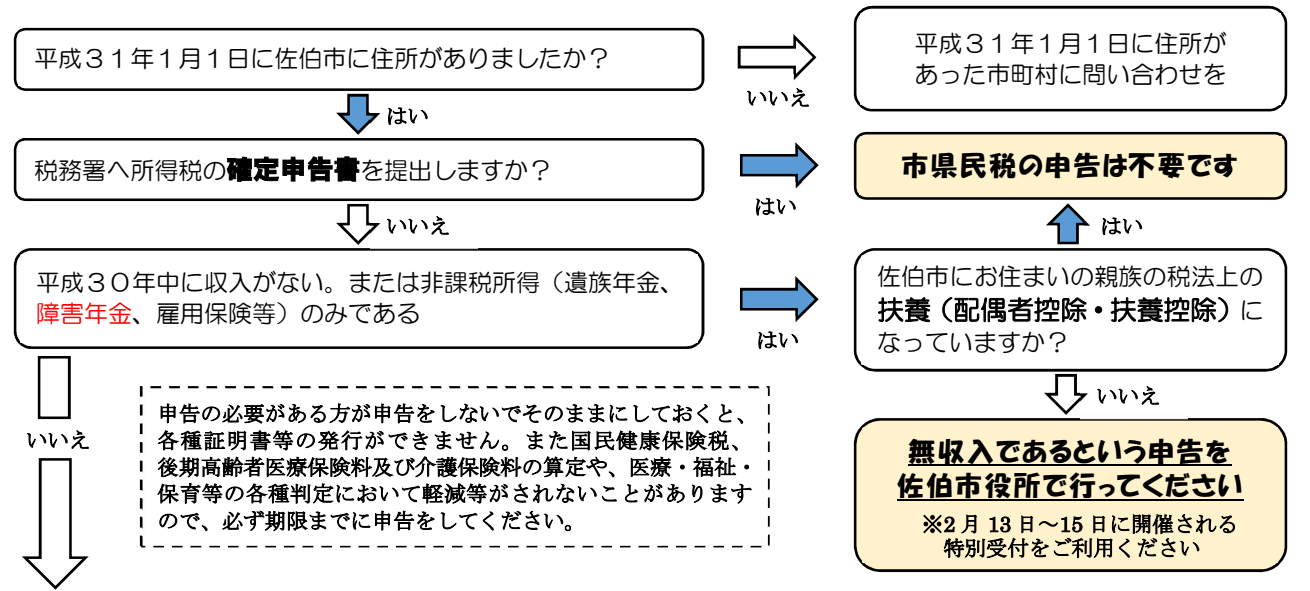
市役所及び振興局で申告される方は、その場で申告書を作成することができます。郵送での申告を希望される方はお問い合わせ先までご連絡してください。申告書が必要な方は、市役所本庁舎（12番窓口）または各振興局でお受け取りください。なお、佐伯市ホームページ（<http://www.city.saiki.oita.jp/download/syoshiki.html>）からもダウンロードできます。

## 申告受付の待ち時間短縮にご協力ください

- 営業・農業・不動産等の収入がある方は、帳簿等の確認がすぐ行えるようにご準備ください。（個人で事業や不動産貸付け等を行う方は、記帳と帳簿書類の保存が義務付けられています。）
- 医療費控除を受ける方は、医療費控除の明細書をご準備ください。医療費の領収書等を提示する場合は必ず合計額を計算してください。
- 集計していない場合は、受付できない場合があります。

# 税の申告が必要かどうかフローチャートでチェック！！

フローチャートは一般的なケースですので、詳細は課税課市民税係へお問い合わせください。



## 必要な持ち物チェックリスト

平成31年度（平成30年分）の申告が始まります。**申告窓口は大変混み合いますので申告の前に必要書類の事前確認をお願いします。**参考にご覧ください。

### ■申告受付時に必要なもの

- 印鑑（朱肉を使用するもの）
- 所得税の還付を受ける場合は、金融機関名・支店名・預金の種類・口座番号がわかるもの（※本人口座のみ）
- 申告者本人の個人番号（マイナンバー）と身元確認ができる書類

### ■所得控除に関するもの

- 国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の支払金額が分かるもの  
※市役所で申告する場合は証明書不要（他市町村に納付したものは証明書が必要）
- 国民年金保険料支払証明書（原本）
- 各種控除証明書〔・生命保険・介護医療保険・個人年金・地震保険・寄附金 など〕
- 医療費控除（セルフメディケーション税制を含む）領収書・医療費通知等  
※事前に合計金額の計算をお願いします。合計 円
- 住宅借入金等特別控除を受ける場合は、住宅借入金等特別控除申告書と住宅取得資金に係る年末残高証明書  
※初年度の方は、税務署で申告してください。
- 障害者控除を受ける場合は、身体障害者手帳、精神障害者手帳、療育手帳など

### ■収入に関するもの

- 給与収入がある方
  - 源泉徴収票の原本（所得税が引かれていない方は給与明細書など）
- 事業・不動産収入がある方
  - 収支内訳書 **※申告前に作成を行ってください。**
  - 売上や経費が分かる資料 **※申告前に資料の整理を行っておいてください。**
- 年金収入がある方
  - 日本年金機構などが発行する源泉徴収票
- 配当収入がある方
  - 配当金計算書、上場株式配当等の支払明細書など
- 保険金収入がある方
  - 生命保険会社などが発行する支払証明書など
- その他 収入・経費の金額が分かるもの

## 佐伯税務署からのお知らせ

平成30年分所得税等の確定申告

種類	申告期間 (土、日曜日、祝日を除く)
所得税及び復興特別所得税、贈与税	2月18日(月)～3月15日(金) 午前9時～午後4時
消費税及び地方消費税	2月18日(月)～4月1日(月) 午前9時～午後4時

会場 佐伯税務署 佐伯市蟹田9番5号  
TEL 0972-22-0910（※自動音声案内）

次の人は、所得税等の確定申告が必要です

- 土地や株式等の譲渡所得がある人
- 先物取引による所得のある人
- 贈与税の申告が必要な人
- 消費税の申告が必要な人
- 消費税の届出書が必要な人（事業収入が1,000万円超） など

### ○いつでもどこでもスマホで申告

平成31年1月から、スマートフォン（以下「スマホ」といいます。）で所得税の確定申告書を作成、e-Taxで申告することができます。

また、給与所得者（年末調整済み）で医療費控除又はふるさと納税などの寄附金控除を適用して申告する方は、スマホ専用画面をご利用いただけますので大変、便利です。

スマホから e-Tax で申告するためには、事前に税務署で職員と対面による本人確認を行った後に発行される「ID とパスワード（ID・パスワード方式に対応したもの）」が必要となります。

### ○確定申告書等にはマイナンバーの記載が必要です

平成28年分の申告書等からマイナンバーの記載が必要となりました。

マイナンバーを記載した申告書等を税務署へ提出する際には、申告されるご本人の本人確認書類の提示又は写しが必要となります。

《本人確認書類の例》

- 例1：マイナンバーカードの表面及び裏面の写し
- 例2：通知カードの写し＋運転免許証等の写しなど

### ○平成30年分確定申告の納付期限と振替納税の振替日

	納付期限	振替納税の振替日
申告所得税及び復興特別所得税	平成31年3月15日(金)	平成31年4月22日(月)
消費税及び地方消費税(個人事業者)	平成31年4月1日(月)	平成31年4月24日(水)